



県 章

# 滋賀県公報

平成 25 年（2013 年）  
8 月 21 日  
第 3738 号  
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

### ○ 公 告

国土調査の成果の認証公告（県民活動生活課）	1
平成25年度職業訓練指導員試験実施公告（労働雇用政策課）	1
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（住宅課）	3
落札者決定の公告（警察本部会計課）	4

### ○ 環 境 事 務 所 告 示

土壤汚染対策法による要措置区域の指定（南部）	4
土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（南部）	4

### ○ 公 安 委 員 会 公 告

猟銃等講習会開催公告（生活環境課）	5
-------------------	---

### ○ 病 院 事 業 庁 公 告

一般競争入札の公告	6
-----------	---

## 公 告

### 国土調査の成果の認証公告

長浜市細江町の一部における国土調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年 8月21日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 調査を行った者の名称 長浜市
- 2 調査を行った時期 平成18年11月から平成25年 3月まで
- 3 成果の名称 長浜市（細江町の一部）の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 長浜市細江町の一部
- 5 認証年月日 平成25年 8月 8日

### 国土調査の成果の認証公告

東近江市大覚寺町の一部における国土調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年 8月21日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 調査を行った者の名称 東近江市
- 2 調査を行った時期 平成23年 4月から平成25年 3月まで
- 3 成果の名称 東近江市（大覚寺町の一部）の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 東近江市大覚寺町の一部
- 5 認証年月日 平成25年 8月 8日

### 平成25年度職業訓練指導員試験実施公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市小泉町31番地 株式会社ピース&グリーン 代表取締役 夏原平和	愛知郡愛荘町長野字流レ 829番1、837番2、837番4、 838番1、宇東川原840番1、 842番、842番1、842番2、 843番、844番、845番、846番、 847番、848番1、849番1、 850番、851番、851番1、852 番、853番、854番、字上茶 ノ木原865番、865番1、866 番、867番、868番、869番、 870番、871番、872番、873番 1、890番16、890番17、893 番、893番1	28,872.65㎡	平成25. 8. 9	6492

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定により公告する。

平成25年8月21日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 借入物品名および数量 滋賀県警察本部交通管制センター上位装置（システム構築、搬入設置作業および保守を含む。） 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231
- 3 落札者を決定した日 平成25年6月27日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
- 5 落札金額 157,164,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 平成25年5月17日(金)

環 境 事 務 所 告 示

滋賀県南部環境事務所告示第2号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、要措置区域を次のとおり指定する。

平成25年8月21日

滋賀県南部環境事務所長 松 村 周

- 1 指定をする区域の所在地 次に示す土地の一部の区域  
守山市守山五丁目字岡田218番3、守山市守山五丁目字堂ノ前237番1
- 2 指定をする区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 <sup>ひ</sup> 砒素及びその化合物
- 4 土壤含有量基準（規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 なし
- 5 講ずべき指示措置 地下水の水質の測定  
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

滋賀県南部環境事務所告示第3号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。  
平成25年 8月21日

滋賀県南部環境事務所長 松 村 周

- 1 指定をする区域の所在地 次を示す土地の一部の区域  
草津市野路東一丁目字小カス1916番 4
- 2 指定をする区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 4 土壤含有量基準（規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 なし  
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

#### 公 安 委 員 会 公 告

##### 猟銃等講習会開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づき、平成25年度（下半期）の猟銃等講習会を次のとおり開催する。

平成25年 8月21日

滋賀県公安委員会委員長 小 林 徹

- 1 受講対象者
  - (1) 初心者講習会 滋賀県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定により猟銃または空気銃（以下「猟銃等」という。）の所持許可を受けようとするもの（現に猟銃等の所持許可を受けている者および②イに掲げる者を除く。）
  - (2) 経験者講習会 滋賀県内に住所を有する者で、次のアまたはイに該当するもの  
ア 現に猟銃等の所持許可を受けている者であって、法第4条第1項第1号の規定により新たに他の猟銃等の所持許可を受けようとするものまたは法第7条の3第2項の規定による猟銃等の許可の更新を受けようとするもの（法第9条の3第1項に規定する射撃指導員および許可または更新の申請の際有効な講習修了証明書を所持する者を除く。）  
イ 海外旅行、災害等法令で規定するやむを得ない事情により猟銃等の許可更新を受けることができなかった者が、法第4条第1項第1号の規定により猟銃等の所持許可を受けようとする場合であって、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過しない者
- 2 講習会の日時、場所および定員
  - (1) 初心者講習会 別表1のとおり
  - (2) 経験者講習会 別表2のとおり
- 3 講習科目等および時間
  - (1) 初心者講習会  
猟銃および空気銃の所持に関する法令 3時間  
猟銃および空気銃の使用、保管等の取扱い 2時間  
筆記による考査 1時間
  - (2) 経験者講習会  
猟銃および空気銃の所持に関する法令 2時間  
猟銃および空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間
- 4 講習修了証明書の交付
  - (1) 初心者講習会 講習終了後、考査の得点が70点以上（100点満点）の者に対して講習修了証明書を交付する。
  - (2) 経験者講習会 受講者に対しては、講習修了証明書を交付する。
- 5 受講の申込み 受講を希望する者は、講習開催日の1週間前までに、所定の受講申込書2通に写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 6 手数料 受講申込みをするときに、次の額の手数料を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納入すること。
  - (1) 初心者講習会 6,800円
  - (2) 経験者講習会 3,000円